

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第 9号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第10号 山ノ内町名誉町民条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第13号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第14号 山ノ内町民住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第15号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第16号 山ノ内町下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することを定める条例の制定について
- 9 議案第17号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 10 議案第18号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の廃止に関する条例の制定について
- 11 議案第19号 令和2年度山ノ内町一般会計予算
- 12 議案第20号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
- 13 議案第21号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 14 議案第22号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 15 議案第23号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 16 議案第24号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 17 議案第25号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 18 議案第26号 令和2年度山ノ内町水道事業会計予算
- 19 議案第27号 山ノ内町私債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第28号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 令和元年議案第80号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 23 選 第 1号 山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 24 陳情第 1号 最低制限価格の設定に関する陳情書
- 25 陳情第 2号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書
- 26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 27 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

- 28 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
 29 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件…………… 30まで議事日程のとおり

追加日程第1 緊急質問

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	小林 央 君	8番	高田 佳久 君
2番	白鳥 金次 君	9番	渡辺 正男 君
3番	山本 岩雄 君	10番	西 宗亮 君
4番	湯本 晴彦 君	11番	小林 克彦 君
5番	高山 祐一 君	12番	布施谷 裕泉 君
6番	望月 貞明 君	13番	山本 光俊 君
7番	徳竹 栄子 君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤 光男 議事係長 田村 英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹節 義孝 君	副町長	小松 健一 君
教育長	柴草 隆 君	会計管理者	渡辺 千春 君
総務課長	小林 広行 君	税務課長	山崎 和彦 君
健康福祉課長	大塚 健治 君	農林課長	鈴木 隆夫 君
観光商工課長	湯本 義則 君	建設水道課長	小林 元広 君
教育次長	山本 和幸 君	消防課長	町田 昭彦 君
代表監査委員	児玉 信治 君		

(開 議) (午後 2時00分)

議長(山本光俊君) 本日は、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(山本光俊君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、3月16日の議会運営委員会に町側から3件、議会側から9件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

追加日程第1 緊急質問

議長(山本光俊君) 議事に入ります。

ここで、新型コロナウイルス感染症に関わる緊急対応策について、9番 渡辺正男君から緊急質問の申出があります。

9番 渡辺正男君の緊急質問を上程し、議題とします。

本件を採決します。

9番 渡辺正男君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を認めることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、9番 渡辺正男君の新型コロナウイルス感染症に関わる緊急対応策についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を認めることは可決されました。

ここで、追加の議事日程及び緊急質問書を事務局から配付させるため、暫時休憩します。

(休 憩) (午後 2時01分)

(再 開) (午後 2時03分)

議長(山本光俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(山本光俊君) 9番 渡辺正男君の緊急質問を認めます。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 緊急質問の機会を与您いただきありがとうございます。

令和2年3月議会も2月27日開会から今日で21日目、本日が最終日となりました。この間、世界の情勢は大きく変化をいたしました。世界を深刻なパニック状態に陥れている新型コロナ

ウイルス感染症。WHOは現状をパンデミックと言えとの見解を示しました。17日現在、145か国、17万5,536人の感染が確認され、7,007人が死亡、日本でも829人が感染、28人の方が亡くなるなど、一向に終息の気配を見せていません。スポーツ、文化、芸術の分野も大混乱です。高校選抜野球大会は春の甲子園を含め全て中止、大相撲は無観客、Jリーグ、プロ野球は開催延期、世界規模のスポーツ、文化イベント、コンサート、演劇なども軒並み中止・延期を余儀なくされ、7月予定の東京オリンピックすら開催が危ぶまれる事態となっています。欧州連合、EUを中心に感染封じ込めのため、国境封鎖に踏み切る国が相次いでいます。ニューヨーク市場の株価終値が史上最大の3,000ドル安を記録するなど、日本も含め世界中で株安が進行し、世界大恐慌とも呼べるような様相を呈してきています。人類がいまだかつて経験したことのない異常事態、当町も例に漏れず深刻な危機に見舞われています。こうした情勢の中で行う緊急質問であるということをご理解いただきたいと思います。

それでは、通告書を読み上げさせていただきます。

1番、新型コロナウイルス感染症に関わる緊急対応策について。

(1) 感染拡大防止にどう取り組むか。

①公共施設・保育園・学校での感染予防策は。

②町民・観光客への感染予防策と情報発信は。

(2) 地域経済、町民生活への影響は。

①観光・商工業への影響は。

②各種イベント等自粛の現状は。

(3) 学校臨時休業に伴う対応は。

①保護者の休暇取得支援策は。

②個人向け緊急小口資金等への対応は。

③放課後児童クラブの追加費用は。

④学校給食休止の影響と対応は。

(4) 今後の補正予算対応の考えは。

①資金繰り支援の対応は。

②町独自の支援策の考えは。

③観光需要回復にどう取り組むか。

質問は以上であります。

日々刻々と変化する情勢の中で、行政は迅速で的確な対応が求められます。今後、国・県とも連携する中で大幅な予算補正の必要が想定されます。私たち議会も、こうした事態に即応する覚悟を持って臨みたいと思います。町長には、この危機に立ち向かい、町民の命と暮らし、なりわいを全力で守っていく決意の表明も添えてご答弁いただきたいと思います。

以上です。

議長（山本光俊君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 渡辺議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急対応は、3月2日、3日の一般質問で、高田議員、白鳥議員、望月議員の質問で既に答弁申し上げてあります。国は、2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定し、町も、翌26日には町内予防対策会議を開催し、情報の共有を行い、対応策について確認しました。町民の皆さんには戸別受信機や、すぐメールで注意喚起を行い、その後専用のサイトを開設し、国・県の方針を反映した最新の情報提供を行っています。また、政府からの要請に基づき、教育委員会、学校長で協議し、3月2日から小・中学校を臨時休校し、放課後児童クラブを緊急に開所し、受け入れました。各種スキー大会やスノーモンキービアライブ、雪の回廊ウォーキング等は中止します。宿泊者のキャンセルが3万6,000人泊に上り、町の経済が深刻なことから、制度資金の利子補給など拡充します。

県内では4例目の感染者が確認され、観光地でもあり、町民、事業所に感染予防の注意を促すとともに、県の対応策や今後の状況を注視し、状況によっては予備費充当や補正予算対応します。

なお、本件は議長に追加要請し、本日、議会全員協議会で説明する予定でございます。

以上です。

議長(山本光俊君) 9番 渡辺正男君の緊急質問を終わります。

-
- 1 議案第 9号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 議案第10号 山ノ内町名誉町民条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長(山本光俊君) 日程第1 議案第9号から日程第4 議案第12号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) ただいまの4議案につきましては、去る3月5日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和2年3月18日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

総務産業常任委員長 望月貞明

1. 委員会開催月日 令和2年3月12日
2. 開催場所 第1・2委員会室
3. 審査議案

議案第9号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 山ノ内町名誉町民条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(以上4件 令和2年3月5日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、若干審査内容について説明します。

議案第9号につきましては、令和2年4月1日から地方公営企業法の適用により、町長の事務局職員建設水道課管理係、下水道係の身分を公営企業職員に移管するものです。これに併せ、全体の職員定数225名は変更せず、農業委員会、教育委員会の所管する学校、公営企業職員の定数を実情に合わせ、定数改正するものです。

審査の中で質疑としてあったものは、現状の職員が一般165名、臨時・嘱託職員が154名、定数が225名について、これらの職員の今後の考え方をどうするかというような質疑がございました。

議案第10号。この改正点は、個人への永世名誉町民称号の追贈を可能とするもので、別記で称号記の様式を定め、永世名誉町民の称号記はその遺族に贈るものとするものです。この条例改正は、本年1月9日の故蟻川浩雄氏の遺族に贈呈された永世名誉町民の称号記から遡及適用になります。質疑の中では、遡及適用の条件、要綱で対応できないのかというような質疑がございました。

議案第11号について。学校薬剤師の給与を長野県立学校並びに中高地区管内の学校薬剤師の基準に合わせるため、10万7,000円から10万8,000円に改正するものです。これに併せ、平成13年と18年に廃止した中型小売店舗調整審議会の委員と消防委員会の委員の項目を削除するものです。これについては、中高薬剤師会の会員数はどのくらいかというような質疑がございました。

議案第12号。国民健康保険の財政運営の主体は、平成30年度から長野県に移行し、1月に県から令和2年度の納付額が示されましたので、改正案を山ノ内町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申を受けた内容のものでございます。県への納付額に達することを前提に、徴収率を実績から94.6%とし、応能・応益の比率を49対51として特定健診、出生一時金等の事業費は基金を充当する条件で試算した結果、税率は医療費給付分の所得割、資産割、均等割、平等割は値下げ、後期高齢者支援分の均等割、平等割は値上げ、介護納付金分の所得割、均等割、平等割は値上げとなり、全体で平均10.7%の値下げとするものです。この審査は社会文教常任委員会との連合審査といたしました。質疑の中では、世帯員構成の違いによって、中には値上げになる世帯もあるのではないかと、基金の活用の仕方について様々な議論がありましたが、全て全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議長（山本光俊君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第9号について委員長報告に対し質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第9号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第10号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第10号 山ノ内町名誉町民条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、委員長報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 議案第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論を行います。

令和2年度の国保税算定の基礎となる県納付金は4億2,361万円で、対前年度比84.5%で7,760万円もの減となりました。この数字に約2%の変更があり得るということで、982万円を上乗せし、4億3,343万円を県に納めるべき納付金としました。そこから一般会計からのルール分繰入、保険税軽減分、保険者支援分、財産低下分8,260万円と県支出金、特別交付金、保険者努力支援分県繰入金1,146万円を差し引いた額は3億3,937万円になりますが、保健事業、出産・育児一時金、葬祭費、結核・精神給付金等約4,000万円を基金充当で対応することとし、それを差し引いた額が収納すべき現年度保険税額となり、前年度の収納率実績94.5%で割り返した額が課税すべき保険税額となるというのが、運営協議会での説明だったと思います。ですが、滞納繰越分見込み約1,500万円を考慮しても、この予算とは若干の食い違いがあると思われます。保険税は全体とすれば値下げとはなっていますが、それは全て県への納付金の大幅減によるものだけであり、残高2億6,000万円もの基金活用での負担軽減には全く踏み込んでお

らず、将来の3方式への移行に向けての段階的資産割見直しも見込まれていません。

また、私が繰り返し求めてきた負担軽減のための一般会計からの法定外繰入れも、国の指導を口実に全く行おうとしない姿勢は、本当に残念です。県一本化の中で今回のような納付金額に応じた改定だけしかしないのなら、基金は全く必要ありません。被保険者一人当たり6万円以上にも膨れ上がった基金は、速やかに保険税負担軽減に充てるべきです。

以上申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（山本光俊君） 次に、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立11人で多数です。

したがって、議案第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 5 議案第13号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第14号 山ノ内町民住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 7 議案第15号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第16号 山ノ内町下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することを定める条例の制定について
 - 9 議案第17号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 10 議案第18号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の廃止に関する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第5 議案第13号から日程第10 議案第18号までの6議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） ただいまの6議案については、去る3月5日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

審査報告をいたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和2年3月18日

山ノ内町議会議長 山 本 光 俊 様

総務産業常任委員長 望 月 貞 明

1. 委員会開催月日 令和2年3月12日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

議案第13号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 山ノ内町民住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 山ノ内町下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することを定める条例の制定について

議案第17号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第18号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の廃止に関する条例の制定について

(以上6件 令和2年3月5日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号
いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査について若干説明させていただきます。

議案第13号につきましては、令和2年4月1日からの債権に関する民法の改正に伴う条例の一部改正です。

内容は、町営住宅について新たに賃借人の修繕・原状回復義務の範囲を定めること、敷金の定義と取扱いの明文化、遅延損害金の利率5%を民法の法定利息にするものでございます。

なお、原状回復の義務範囲については別途規則で定め、内容を3月中に整理して改訂版のしおりを入居者に配布するというものでございます。

質疑の中で、原状回復の範囲はどのようなものか、それから、規則はいつ、どのように入居者に伝えるか、敷金は何か月分かというような質疑がございました。

議案第14号、これにつきましては、議案第13号と全く同じ内容の条例改正を、町民住宅に適用するものでございます。

議案第15号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、これは令和元年10月1日からの消費税改正に伴う河川占用料の基準変更による条例改正でございます。東京電力切明発電所が山ノ内町の中津川水系の普通河川から取水する流水占用料について占用料計算式の係数を消費税改正に合わせて1.08から1.10に改正するものでございます。

これについての質疑は、何か所取水しているか、また、金額はどのくらいかというような質問がございました。

議案第16号につきましては、山ノ内町下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することを定める条例の制定でございますが、総務省から地方公営企業法の適用義務化の通知を受けまして、令和2年4月1日より山ノ内町の3つの下水道事業に地方公営企業法の規定を全部適用するものでございます。3つの下水道事業とは、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、町農業集落排水事業を指しております。

続きまして、議案第17号でございますが、山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございますが、下水道事業への地方公営企業法適用によりまして、関連する6つの条例の一部を改正するものでございます。

一般職の職員の給与に関する条例、山ノ内町公営企業設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例、山ノ内町公共下水道管理条例、山ノ内町組織条例、山ノ内町農業集落排水施設条例、山ノ内町水道事業の余剰金の処分に関する条例、以上6つについて一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第18号について。山ノ内町下水道事業の地方公営企業法の適用に伴いまして関係条例を廃止する条例の制定でございます。廃止する条例は、山ノ内町公共下水道事業特別会計条例、山ノ内町公共下水道設置条例、山ノ内町集落排水事業特別会計条例、以上の3つを廃止するものでございます。

以上の条例の審査につきましては、全て全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第13号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第13号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第13号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第14号 山ノ内町民住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第15号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第16号 山ノ内町下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することを定める条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第17号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第18号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の廃止に関する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 1 1 議案第 1 9 号 令和 2 年度山ノ内町一般会計予算
 - 1 2 議案第 2 0 号 令和 2 年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
 - 1 3 議案第 2 1 号 令和 2 年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 1 4 議案第 2 2 号 令和 2 年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 1 5 議案第 2 3 号 令和 2 年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - 1 6 議案第 2 4 号 令和 2 年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - 1 7 議案第 2 5 号 令和 2 年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - 1 8 議案第 2 6 号 令和 2 年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（山本光俊君） 日程第11 議案第19号から日程第18 議案第26号までの 8 議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） ただいまの 8 議案につきましては、去る 3 月 5 日の本会議において予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

布施谷予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 布施谷裕泉君登壇）

予算決算審査委員長（布施谷裕泉君） 12番 布施谷裕泉です。

それでは、令和 2 年度予算 8 議案の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を 3 月 6 日、9 日、10 日、11 日の 4 日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する 2 部会での審査を行いました。

審査では、令和元年度予算に付した審査意見に対する現況報告を頂き、審査に入りました。資料提出を含む丁寧な説明を頂いたことで、より深めた審査ができたと思います。改めて感謝を申し上げるとともに、今後に向けてのご協力を改めてお願いする次第でございます。

それでは、審査の概略を申し上げます。

3 月 8 日に予算決算審査委員会におきまして委員会採決を行いました。採決結果ですけれども、8 議案のうち議案第 19 号、21 号、23 号の 3 議案は賛成多数で、また、ほか 5 議案については全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

なお、意見書につきましては、この後読み上げさせていただきますけれども、共通意見では現在、感染拡大を続ける新型コロナウイルス感染症を含む事案に対し、対応を促す内容としています。本日、先ほど冒頭では関連の緊急質問もなされています。特に、感染症については外出自粛要請などの影響で、当町においても宿泊のキャンセルなど深刻な状況が現実となつてきています。現時点では、終息の見通しが立たない中、国による支援については今後具体化され

るようですけれども、当町におきましても、現状の検証や金融支援も含めた抜本策について早急な対応が求められていると思います。3月の補正予算にも、また令和2年度の当初予算にも感染症関連予算は盛られていないわけですが、時期を逸しないために臨時議会の開催を含む早期の対応を、改めてお願いしたいと思います。

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

なお、報告書の1、審査月日から5、経過につきましては報告を省略させていただきますが、提出の報告書に基づきまして会議録への記載をお願いいたします。

それでは、朗読いたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和2年3月18日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

山ノ内町議会予算決算審査委員会

委員長 布施谷裕泉

1. 委員会開催月日 3月6日・9日・10日・11日
2. 開催場所 役場委員会室
3. 審査議案
 - (1) 議案第19号 令和2年度山ノ内町一般会計予算
 - (2) 議案第20号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
 - (3) 議案第21号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - (4) 議案第22号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - (5) 議案第23号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - (6) 議案第24号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - (7) 議案第25号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - (8) 議案第26号 令和2年度山ノ内町水道事業会計予算

(以上8件 令和2年3月5日付託)

4. 審査要領

審査にあたっては、常任委員会の組織をもって2部会とし、次の担当区分により部会ごとに関係課等の課長及び係長等の説明を聴し、十分審査のうえ部会ごとに意見をまとめ、正副部会長会議、さらに全体委員会をもって討論し結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

(1) 第1部会 (部会長 望月 貞明)

議案第19号 令和2年度山ノ内町一般会計予算のうち総務産業常任委員会所管に係る費目

議案第20号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算

- 議案第24号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 議案第25号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 議案第26号 令和2年度山ノ内町水道事業会計予算

(2) 第2部会 (部会長 高山 祐一)

- 議案第19号 令和2年度山ノ内町一般会計予算のうち社会文教常任委員会所管に係る費目
- 議案第21号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 議案第23号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計予算

6. 結果

(1) 審査区分 議案第19号 令和2年度山ノ内町一般会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

意見

《共通》

○令和元年東日本台風（台風19号）・寡雪・新型コロナウイルス感染症による町内への影響を的確に把握し、対応に万全を期すこと。

○第6次総合計画は、第5次総合計画の検証をふまえ、町民アンケートなどを反映させた実効性のあるものとする。

《総務費》

○自主防災組織の育成は地域の実情をふまえすすめること。

○公共交通機関の維持をはかるため、利用促進策を講じること。

《民生費》

○障害者福祉計画に基づいて、障がい者にやさしい町づくりをさらにすすめること。

《農林水産業費》

○鳥獣被害対策（特に猿害）は、対策室を設置し、捕獲強化をはかること。

《商工費》

○やまびこ広場の整備は、関係者の意見を聞き、慎重にすすめること。

○インバウンド事業は、「先進的インバウンドプロジェクト支援事業」や国際交流員を活用し推進すること。

《土木費》

○老朽化した空き家への対策は、計画に沿って確実に実行すること。

○GPSを活用した除雪体制を確立すること。

《消防費》

○消防団の再編に向けては、地元意見を十分聞きながらすすめること。

《教育費》

○子育て支援については、理念を明確にして教育委員会と健康福祉課とで共有し、取り組むこと。

○就学援助費については、入学前に支給できるように制度の改善をはかること。

○志賀高原ロマン美術館の運営については、商業的利用を見据え、検討委員会を設置しすすめること。

(2) 審査区分 議案第20号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

(3) 審査区分 議案第21号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○基金を活用し、被保険者の負担軽減につとめること。

(4) 審査区分 議案第22号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

(5) 審査区分 議案第23号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

(6) 審査区分 議案第24号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

(7) 審査区分 議案第25号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

(8) 審査区分 議案第26号 令和2年度山ノ内町水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○東部浄水場の建設には万全を期すこと。

【総括意見】

中国、武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、国内製造業や観光など多業種に広がり、日本経済の長期停滞が避けられない見通しとなっている。当町においても令和2年3月4日時点で、宿泊客の予約キャンセルが3万6,000人泊に達するなど深刻な影響が出始めている。

このような経済環境の下で迎える令和2年度は第5次総合計画の最終年度であり、新たな第6次総合計画の策定年度となる大事な節目の年となる。

その令和2年度一般会計予算は、70億2,000万円で骨格予算となった前年度予算71億900万円からは、8,900万円(1.3%)減となるが、4年連続で70億円を超える予算となった。

(1) 歳入について

歳入全体の23.1%を占める町税は、前年度比3,533万円(2.2%)増の16億2,393万円を見込む。町税の6割を占める固定資産税は、土地評価の下落傾向や新築家屋の減少などから調定額

は減少となるものの前年度対比3,100万円（3.3%）増を見込み、同じく町税の3割を占める町民税については、前年度比770万円（1.6%）増の4億7,600万円としている。これら町税については、人口減少や景気の不透明さから厳しい見通しを示しているものの、財政の大きな柱であることから、予算立てした税収確保に向けて決意を示している。達成の努力に期待したい。

ふるさと寄附金は4,000万円減の2億6,000万円を見込み、寄附金全体では3億1,711万円（前年度比11.2%の減）を計上。

また歳入全体の29.8%を占める地方交付税については普通交付税で19億円、特別交付税では1億9,000万円と前年度と同額を見込む。

（2）歳出について

全体では24項目の新規事業と27項目の拡充事業が計上されている。

産業分野では8項目の新規事業と7項目の拡充事業を計上し、基幹産業の一つとして観光振興費では第1回ONSEN・ガストロノミーウォーキングを企画しているが、地域での食文化の体験が町の活性化につながることを期待する。合わせて、持続性を持った事業とするために地域と一体となったさらなる取り組みを求めたい。また、インバウンド推進では、外国人を前提に国際交流員の配置費が計上されているが、これまでにない新たな視点での取り組みに期待する。

もう一方の基幹産業である農業振興費では産地パワーアップ事業として、ぶどう棚設置補助が計上されている。シャインマスカットの需要が伸びていることで、さらなる振興を望みたい。また、継続で農業アドバイザーの配置がなされているが、地域に根差した農業施策を進める上でアクセル役としての存在に引き続き期待したい。

健康・医療・福祉分野では拡充のみ9事業が計上されている。福祉乗り物補助券給付事業に運転免許証返納者を含むとしたように、高齢化に伴うきめ細やかな対応がさらに求められてきている。

教育・文化分野では新規4事業、拡充1事業が計上されている。新規計上の西小学校及び中学校グラウンドの整備事業は、これまで課題としていた雨天後の早期使用が可能になることで児童生徒の体力向上にもつながる。

都市基盤・生活環境分野では新規事業5項目、拡充事業7項目を計上。

消防、防災関係では元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）における豪雨に際し当町初の全町避難指示が出されている。避難所の在り方を含め、貴重な経験として今後に生かされたい。

（3）まとめ

当町は「自然と人間社会の共生」を目的にユネスコエコパークの町づくりを進めているが、令和2年度は志賀高原ユネスコエコパーク登録40周年を迎える。小中学生の取り組むESD教育に先導される形で町民の環境意識も高まりを見せている。40周年を機に新たな視点で、そして当町ならではの発想力を持続可能なまちづくりにつなげることができれば、今後に向けての

新たな第一歩となる。

大自然を背景に、環境に配慮した町づくり、そして山ノ内らしい子供を中心にした町づくりに向けて、行政として大いなる旗を打ち立てられたい。

以上です。

議長（山本光俊君） ただいまの予算決算審査委員長の報告で、審査要領及び経過等省略されました箇所につきましては、委員長の要望のとおり会議録に登載するよう配慮します。

これより予算決算審査委員長からの報告のありました8議案に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第19号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

議長（山本光俊君） 初めに、委員長報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

議案第19号 令和2年度山ノ内町一般会計予算に対し、反対の立場から討論いたします。

令和2年度は、昨年10月からの消費税値上げ、台風19号災害、記録的な寡雪、そして新型コロナウイルス感染症の流行と、町民にとっては四重苦に見舞われた中での不穏なスタートとなります。令和2年度一般会計予算は、こうした危機的状況の中で町民の命、暮らし、なりわいを守り、支える温かみのある予算でなければと思います。

歳入では、町税は対前年度2.2%増の16億2,393万円を見込みますが、情勢を鑑みると、達成は大変厳しいように思います。40もの事業に充当予定のふるさと基金は、1億3,450万円に達し、元年度末残高見込み1億3,614万円に対し、目いっぱい取崩しであります。新年度、ふるさと寄附金2億6,000万円ほどを見込みますが、不安が残ります。かつてのふるさと創生の1億円もほぼ枯渇となり、ガット・ウルグアイ・ラウンド対策で造成した基金もなくなっています。そして今回、有利な起債として活用してきた過疎債が国の事情で10%カットという衝撃的な説明がありました。今後の財源確保に暗い影を落とします。

歳出について申し上げます。

やまびこ広場整備は、噴水以外の部分について計画が二転三転し、何をやりたいのか全く分かりません。ゲートボール場増設などは論外です。大幅な見直しが必要と考えます。

地域福祉センター大規模改修は、社協負担が多額過ぎます。負担案分ルールの見直しをすべきです。

新年度スタートの会計年度任用職員制度については、条例制定のときにも述べさせていただきましたけれども、期末手当年1.45か月は、近隣の2.6か月に比して不十分であり、改善を強

く求めたいと思います。

社会体育館については、スポーツ推進基本計画で具体的な検討を進めますと明記したにもかかわらず、全くやっていない。果ては第6次総合計画検討の中でスポーツ関係者より早期建設の要望があるが、すがかわ体育館等の利用により理解を求めていきますなどと子供たちやスポーツ関係者の切実な願いに背を向ける大幅な後退となっていて、許せません。

評価できる点についても指摘しておきたいと思います。

小・中学校の環境整備のグラウンド改修、トイレ改修は大事な取組であります。奨学資金対応事業の拡充も評価します。また、長野県後期高齢者医療保険広域連合からの委託による保健師活動費、健康増進費の後期高齢者保険事業900万円の取組は、県下19市町村しか対応できなかった中での新規事業であり、その積極的な対応に敬意を表します。

令和2年度は、第6次総合計画の策定年度となります。町民のアンケート結果、満足度調査の分析、事業評価をしっかりと行う中で、当町の明るい未来を展望できる計画となるよう万全を期していただきたいと思います。

最後になりますが、先ほど緊急質問の中でも述べさせていただいたとおり、本年度の予算は新型コロナウイルス感染症対策関連費用が盛り込まれていないことから、今後、大幅な補正対応が必要になってくると想定されます。町当局の迅速で的確な今後の対応を強く求めて、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（山本光俊君） 次に、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

3番 山本岩雄君、登壇。

（3番 山本岩雄君登壇）

3番（山本岩雄君） 3番 山本岩雄です。

今回の令和2年度山ノ内町一般会計予算審査に関して、賛成の立場で発言いたします。

新人議員として初めて予算審査に臨みましたが、4年連続となる70億円を超える予算案のボリュームはもとより、数字は苦手意識がある私にとっては、かなりのものと感じました。そうした中、私なりに感じたことを述べさせていただき、討論に参加させていただきます。

まず、歳入に関しては、増額となる項目がある反面、様々な理由から減額となる項目も存在しています。その中で、町税は2.2%増の予算化がなされました。人口の減少や景気の不透明さから厳しい見通しの中、収納率の向上を目指し、積極的な滞納額の減少施策を行うということでしたが、その積極的な姿勢、努力に対して敬意を表します。

歳出に関しては、24項目の新規事業と27項目の拡充事業が計上され、その中でも特に外国人を想定した国際交流員の配置やブドウ棚設置補助など観光と農業のまちとして基幹産業を推し進める予算付けとなっております。

災害復旧費では、前年度の台風19号被害の過年度災害復旧費で8,946万円が計上されています。幸いにも人的被害はなかったものの、各地に甚大なる爪痕を残した台風19号被害からの一

刻も早い復旧を願っています。迅速なる対応が望まれます。

いずれにしても、町の財政が厳しい状況にあることは間違いありませんが、限られた財源の中、町民の生活を守り、安心な生活が送れるよう予算執行されることを望みます。

最後に、今回の予算編成以降に発生した新型コロナウイルスによる感染拡大は、日本はもとより世界的な流行となっており、その被害は当町にも及ぶことが想定されます。宿泊客の予約キャンセルも4万人泊を超えることが予想され、深刻な影響が出始めています。観光客の入り込み減もあり、基幹産業としての観光への対応が必須です。また、小・中学校の一斉休校に伴う様々な問題にも対応することが求められています。こうした状況に対応すべき、先ほど緊急質問での回答もありましたが、柔軟な執行を講じられるよう要望して賛成の立場での討論を終えます。

議長（山本光俊君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論を終わります。

議案第19号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立10人で多数です。

したがって、議案第19号 令和2年度山ノ内町一般会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第20号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、予算決算審査委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

議案第21号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算に対し、反対の立場から討論を行います。

本案につきましては、先ほど国民健康保険税条例の一部改正に対する反対討論の中で申し上げさせていただきました。その保険税改定を前提に編成された予算であることから、賛成はできません。また、新規事業である社会保障番号制度システム整備費補助金によるオンライン資格確認等業務のシステム改修は、マイナンバーカードを保険証として使えるようにするための事業であります。マイナンバーへのあらゆる個人情報のひも付け、突合には情報漏洩の危険性があること、国家による個人の管理であること、予算の無駄遣いであることなどから、この制度には反対の立場であります。

以上の理由から本予算案には反対をさせていただきます。

以上です。

議長（山本光俊君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立11人で多数です。

したがって、議案第21号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第22号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第22号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、予算決算審査委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

議案第23号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

令和2年度は、第7期介護保険計画の最終年度になります。保険料は3億700万円と、対前年度650万円の減を見込んでいますが、今月5日可決の元年度の補正予算第3号では、3億1,850万円でしたので、低所得者保険料軽減を考慮しても少なめに見込んでいるように感じます。これに対し、歳出は対前年度3,902万円増の18億1,861万円となっています。保険給付費は、対計画費では93.42%ですが、今年度の実績見込みに対しては103.7%と増額を見込んでいます。ここ数年の保険給付費の動きから見ると、かなり多めの試算になっているようであります。基金繰入は5,609万円を見込んでいますが、さきの元年度第3号補正のとおり今後推移をし、2年度もこの予算のとおりになっていったとしても、2年度末基金残高は1億5,000万円ほどということになります。私はこれよりも残高は増えるというふうに予想していますが、本来は、この最終年度は基金残高ゼロになるのが普通であります。いずれにしても、第7期の保険料設定は高過ぎたということであります。保険給付費を高く見過ぎるあまり、保険料を多く取り過ぎてしまったという構図だというふうに理解します。第8期の計画はこれまでの反省に立ち、給付実績と今後の予測をしっかりと精査し、給付に見合った保険料設定となるよう強く要望しておきます。

以上申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長(山本光俊君) 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論を終わります。

議案第23号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長（山本光俊君） 起立11人で多数です。

したがって、議案第23号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第24号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第24号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第25号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第25号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第26号 令和2年度山ノ内町水道事業会計予算は予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

19 議案第27号 山ノ内町私債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

20 議案第28号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第19 議案第27号 山ノ内町私債権管理条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第20 議案第28号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第27号 山ノ内町私債権管理条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第28号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、2議案について一括してご説明申し上げます。

両議案とも民法の一部を改正する法律、平成29年法律第44号の制定に伴い、遅延損害金等の約定利率について現行では民法または商法で定める利率と規定しているものを、法定利率の表記に改めるものであります。

以上、議案第27号及び議案第28号の2議案について一括して説明申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第27号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第27号 山ノ内町私債権管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議案第28号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第28号 山ノ内町有線放送電話施設管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

21 令和元年議案第80号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第21 令和元年議案第80号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

本議案につきましては、令和元年第6回定例会において社会文教常任委員会の閉会中の継続審査となっておりますので、社会文教常任委員長から審査の報告を求めることにします。

高山社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高山祐一君登壇）

社会文教常任委員長（高山祐一君） 5番 高山祐一。

それでは、審査報告をいたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和2年3月18日

山ノ内町議会議長 山 本 光 俊 様

社会文教常任委員長 高 山 祐 一

1. 委員会開催月日 令和2年3月12日

2. 開催場所 第3・4委員会室

3. 審査議案

令和元年議案第80号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

(以上1件 令和元年12月6日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 令和元年議案第80号

原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査経過を若干説明させていただきます。

まず、継続審査にした経緯ですが、この条例改正は、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別をされないよう欠格要項を削除するものでした。つまり、権利を制限する内容を見直せという国からの指示に従い、県が見直しを各市町村に指示したものです。審査の過程で、法第2条第2項の(2)の条文中に成年被後見人を意思能力のないものに改正する文言があり、この意思能力のないものの表現が適切なのかという意見がありました。また、このように文言を変えることにより、成年被後見人に対し、権利の侵害を含めどのような影響が出てくるか調査を要するとの結論に至り、次の議会までに県、他市町村の動向を調査することにしました。そして、今議会での委員会審査の結果、他市町村の多くが、この文言で条例改正をしていることが判明しました。さらには、窓口業務で届出を受ける際に、恣意的な判断をされる可能性があるのかも調査した結果、支障なく遂行できること、また、住民の不利益にもならないことから、採決の結果、全会一致で可決することに決定しました。

以上です。皆様のご賛同をお願いします。

議長(山本光俊君) これより委員長報告に対し議案ごとに質疑、討論、採決を行います。
質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。
令和元年議案第80号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

令和元年議案第80号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、令和元年議案第80号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

2 2 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（山本光俊君） 日程第22 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、地方自治法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住所、山ノ内町大字佐野622番地3。

氏名、宮崎健一。

生年月日、昭和29年2月6日。

任期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間の任期であります。

理由は、前任者の任期満了に伴い、選任を行うものであります。

ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第1号を採決します。

同意第1号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

2 3 選第1号 山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

議長（山本光俊君） 日程第23 選第1号 山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行いま

す。

本件につきましては、議会事務局長に説明させます。

事務局長。

議会事務局長（藤澤光男君） それでは、選挙管理委員及び同補充員の選挙につきましてご説明申し上げます。

令和2年2月17日付で選挙管理委員長から議長宛てに、現在の選挙管理委員及び同補充員の任期が本年6月5日をもって満了となることから、選挙を行われたい旨の通知がありました。

よって、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員4人、同補充員4人の選挙を行うものであります。任期はいずれも令和6年6月5日までの4年間であります。

なお、補充員は選挙管理委員に欠員が生じたときに補欠するものであります。

選挙管理委員及び同補充員は、選挙権を有し、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者であり、かつ選挙、投票または国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者でないことと定められております。

次に、選挙の方法について申し上げます。

地方自治法第118条の規定によって、選挙は投票による方法と指名推選による方法があります。投票による場合には、公職選挙法の規定が準用されます。指名推選による場合には、同条第2項の規定によって、議員中に異議のないことが条件となっております。

補充員の順序につきましては、投票による場合は、得票数の順になりますが、指名推選による場合は、推選の際、あらかじめ補充の順序を定めておく必要があります。

以上であります。

議長（山本光俊君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

推選案を事務局から配付させます。

（推選案配付）

議長（山本光俊君） お手元に配付したとおり、選挙管理委員には、山ノ内町大字平穏1270番地4、関彦吉さん、山ノ内町大字佐野1102番地の1、望月千弘さん、山ノ内町大字夜間瀬2231番地3、大井良元さん、山ノ内町大字夜間瀬8732番地5、野竹ふき子さん、以上の方を指名しま

す。

次に、選挙管理委員補充員には、山ノ内町大字夜間瀬11181番地6、山崎妙子さん、山ノ内町大字戸狩341番地4、佐藤茂さん、山ノ内町大字夜間瀬3229番地1、小淵和美さん、山ノ内町大字平穏4580番地の2、徳竹信治さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山ノ内町選挙管理委員に、関彦吉さん、望月千弘さん、大井良元さん、野竹ふき子さん、選挙管理委員補充員には、山崎妙子さん、佐藤茂さん、小淵和美さん、徳竹信治さん、以上の方が当選されました。

次に、補充員の補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

24 陳情第1号 最低制限価格の設定に関する陳情書

25 陳情第2号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書

議長(山本光俊君) 日程第24 陳情第1号 最低制限価格の設定に関する陳情書及び日程第25 陳情第2号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書についての2件を一括上程し、議題とします。

ただいまの陳情につきましては、去る2月27日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

それでは、陳情審査を報告いたします。

令和2年3月18日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

総務産業常任委員長 望月貞明

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議会規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第1号

2. 受理年月日 令和2年1月28日

3. 件名

(陳情第1号) 最低制限価格の設定に関する陳情書

陳情者 長野市岡田町124-1

一般社団法人長野県建築士事務所協会 会長 小河節郎

中野市大字壁田955

一般社団法人長野県建築士事務所協会 中高支部長 畔上秀一

4. 付託年月日 令和2年2月27日

5. 審査結果 趣旨採択すべきものと決定

これについて若干説明させていただきます。

建築物の安全性確保のため、平成31年1月に報酬基準国土交通省告示第15号が改訂され、告示98号が交付・施行され、設計・工事監理のガイドラインが示されました。これにより、設計と工事監理業務の見積り計算がより正確に見込める状況となりました。最低制限価格については、県下77市町村中、65町村が導入済みで、当町でも国と県から最低制限価格導入の要請があり、昨年11月に県から職員を招き勉強会を行い、令和2年度の最低制限価格導入に向けて準備中とのことです。当町の本年度の平均落札率の実績は、工事監理委託業務が80.7%、建設工事入札が82.5%になっており、この陳情にある予定価格の90%以上の最低制限価格は実情に合わず、賛同できないため、最低制限価格導入のみに賛同する趣旨採択といたしました。

続きまして、陳情第2号につきまして報告させていただきます。

令和2年3月18日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

総務産業常任委員長 望月貞明

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第2号

2. 受理年月日 令和2年1月28日

3. 件名

(陳情第2号) 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書

陳情者 長野市岡田町124-1

一般社団法人長野県建築士事務所協会 会長 小河節郎

中野市大字壁田955

一般社団法人長野県建築士事務所協会 中高支部長 畔上秀一

4. 付託年月日 令和2年2月27日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、若干説明させていただきます。

当町では既に陳情書に記載のとおり、平成31年度改訂版公官庁施設設計業務等積算基準及び積算要領に基づく積算システムを採用しております。よって、陳情第2号は全会一致で採択すべきものと決定しました。

皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は趣旨採択であります。

陳情第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号 最低制限価格の設定に関する陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

陳情第2号について委員長報告に対し質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、陳情第2号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

27 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

28 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

29 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（山本光俊君） 日程第26から日程第30までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、5件は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（山本光俊君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（山本光俊君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月27日から本日までの21日間の会期でありましたが、一般質問においては9名の議員が登壇され、産業振興、教育や福祉などの町の諸課題について様々な見地から活発な論戦が展開されました。議案審議では、令和2年度当初予算や令和元年度補正予算をはじめ、条例の制定と一部改正など数多くの重要案件についてご審議をいただきました。とりわけ新年度予算の審査に当たりましては予算決算審査委員会において慎重かつ真剣に審査をいただき、厚く御礼を申し上げます。

提出されました審査意見はもとより、本会議・委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

可決した予算がより効果が上がり、住民益をもたらすよう、町、議会、そして住民が一体となってまちづくりが推進されますようお願い申し上げます。

今議会は、新型コロナウイルス感染症拡大のさなかでの議会でありました。世界は今、かつて経験したことの無い見えない敵と戦っております。非常に困難な状況の中、様々な対応策が打ち出されていますが、さらなる国・県等の迅速な対応を要望するとともに、一人ひとりがで

きる予防策等を実行していくことが大切なことだと思います。一日も早い終息への道のりが示されることを願うところであります。

本日ここに、無事閉会を迎えられることを改めて感謝申し上げますとともに、議員・理事者・管理職各位に重ねて御礼を申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（山本光俊君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 令和2年第2回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、2月27日から21日間の会期中で、2日間の一般質問では、防災、子育て、教育関連、また新型コロナウイルス感染症対策についてなど、活発にご意見とご論議をいただきました。

また、令和2年度一般会計予算をはじめ、特別会計など予算関連の議案、条例の改正など、全て議案を原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

2月に中国、武漢市や豪華客船ダイヤモンド・プリンセス号で新型コロナウイルスの発症が確認されて以来、日本でも1,500人を超える感染者が確認され、東アジア、ヨーロッパ、アメリカなど、世界中に感染が広がっています。WHOがパンデミックに当たると表明し、各国がその対応に追われる中、春の選抜高校野球をはじめ、各種イベントの中止や、大相撲のように無観客開催など、大混乱となっています。

こうした中、政府から個人の感染対策のほか、3月2日以降春休みまで、小・中・高の休校や、イベント、大勢での飲食を伴う集まり等の自粛要請があり、町でも戸別受信機や広報でうがい、手洗い、マスク着用を呼びかけたり、町内4小中学校の休校、卒業式の大幅な内容変更をはじめ、各種スキー大会、スノーモンキービアライブなどのイベントや飲食の中止とともに、4月2日の東京2020オリンピック聖火リレー、町制65周年記念式典の内容変更など、感染拡大防止対策に取り組んできました。

一方、旅館、ホテルのキャンセルも2日の時点で約3万6,000人泊に及び、商店の食材の納品ストップやキノコ類の出荷制限など、町内の経済も大打撃となっています。

町は、当面の救済措置として、3.11や台風19号被害の対応に準ずるとともに、国・県の動向を見ながら町制度資金の800万円の保証料並びに金利をゼロにする緊急融資を行っていますが、ただし町資金には上限があることから、県制度の8,000万の金利の助成措置も行い、当面急場をしのいでいます。

また、町内介護事業所からマスクの入手が困難であるとの相談もあり、各施設に調査し、取

りあえず健康福祉課で備蓄しているマスクを貸与します。

新型コロナウイルスにより、日本経済は疲弊どころか崩壊の危機にあります。国や県の対策とともに、町独自の対策も不可欠であり、行政の責務としてできる限りの対応を積極かつ迅速に行ってまいります。

過疎対策法が時限立法のため来年度で失効となることから、1月に県町村会役員として上京し、地元国会議員や過疎対策関係議員、総務省、財務省などに新たな過疎対策法の制定について陳情してきたところですが、3月2日、公明党の山本博司委員長、地元・太田昌孝衆議院議員のほか、総務省の財務調査課長、過疎対策室長などが現地調査として町のほうへ訪れました。

当町の産業である観光と農業が大変厳しく税収が落ち込み、過疎債、ふるさと納税が貴重な財源であり、町の老朽化した公共施設改修には欠かせない財源であること、インバウンドに活路を開いている折、新型コロナウイルスで観光客約3万6,000人泊のキャンセル、商店も納品できず、キノコも出荷調整されている状況であることを訴え、一日も早い終息とともに、台風19号のふっこう割のようなことなど、国でも支援策を講じるよう要望しました。

3月14日、北陸新幹線飯山駅は開業5周年を迎え、記念イベントが予定されていましたが、新型コロナウイルスの影響で中止となりました。飯山駅は北の玄関口として北志賀高原をはじめ、町内に年々利用者が増加しておりますが、これからも楽ちんカーサービスなどの活用により、より多くのお客様にご来町いただけるように、さらにPRしてまいります。

3月、4月は子供たちにとって卒業・卒園、入学・入園のシーズン、子供やご家庭にとって一生に一度の大切なことですが、新型コロナウイルスの影響で式の簡素化などが行われています。一日も早い通常の学校生活のできるよう願うばかりです。

4月1日は町制施行65周年となります。翌4月2日は、10時45分から東京2020オリンピック聖火リレーのミニセレブレーションを平和の丘公園で行い、聖火ランナーがトーチ片手に湯田中の温泉街を走り、役場前がゴールとなります。

明日3月19日に実行委員会でイベント内容を協議しますが、春休み中の学校、保育園にもご協力をいただき、大いに盛り上げる計画でしたが、時節柄、実行委員会中心のイベントに縮小し、開催する予定です。22年前の長野冬季オリンピック時の聖火リレーを思い出し、町内唯一の東京オリンピックを盛り上げるイベントになればと思っています。

また、聖火が役場前駐車場へ12時頃到着次第、引き続いて町制65周年の記念セレモニーを予定しています。過去を振り返り、次世代へ引き継ぐ区切りとして開催しますが、これも大幅に内容や規模を縮小し、聖火リレー実行委員会の終火メンバーで実施いたします。

4月中旬、北京市密雲区長らが来町予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の対応により、急遽中止の連絡がありました。改めて日程調整をしますが、引き続き両区、町の友好交流につながってまいりたいと思っています。

国土調査事業は、昭和56年度の本郷1区を皮切りに、今年度の寒沢3区まで、途中昭和61年、平成25年の2か年現地調査を中断しましたが、足かけ39年実施してきました。調査面積は21へ

クタール、国有林を除き全町では約10%ですが、平地部では約92%となります。今年度、現地調査の終了に伴い、寒沢3区の地籍図、地籍簿の作成を年度中に終了し、今後は閲覧、認証請求、法務局の送付を行い、令和2年度中には登記も完了する予定でございます。延べ39年という長い間、地元の調査員、地主の方々には大変なご苦勞とご協力いただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

最後になりましたが、季節の変わり目、また、間もなく令和2年度を迎えますが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、町政に対して従前にも増してご理解、ご協力を賜りますとともに、ますますのご活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（山本光俊君） これにて令和2年第2回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間、ご苦勞さまでした。

(閉 会) (午後 3時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員